

守口市立梶小学校いじめ防止基本方針

守口市立梶小学校

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの心身の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら考え行動する子どもの育成 ☆確かな学力 ☆豊かな心 ☆健康と体力」を教育目標としており、具体的な子ども像のひとつとして「相手を思いやり、自分を大切にす子（自分を大切にす、友達を大切にす）を掲げ、いじめのない学校環境を作ることに取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに守口市立梶小学校いじめ防止基本方針を定める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

☆個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つことが必要である。「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

2 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、養護教諭、栄養教諭、各学年代表、生活指導

特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※会議内容により進行・記録係を決定する

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

3 年間計画

梶小学校 いじめ防止対策年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	保護者への本基本方針の周知 児童への本基本方針の周知	保護者への本基本方針の周知 児童への本基本方針の周知	保護者への本基本方針の周知 児童への本基本方針の周知	職員会議等で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明、確認
5月	家庭訪問（家庭の様子の把握） 児童・保護者へ学校いじめ防止基本方針周知	家庭訪問（家庭の様子の把握） 児童・保護者へ学校いじめ防止基本方針周知	家庭訪問（家庭の様子の把握） 児童・保護者へ学校いじめ防止基本方針周知	人権研修 学年会・子ども支援会議でスクリーニング（毎月）
6月	元気調査	元気調査	元気調査	いじめ防止対策委員会 *必要に応じて随時開催
7月	個人懇談 （保護者との情報共有）	個人懇談 （保護者との情報共有）	個人懇談 （保護者との情報共有）	
8月				
9月				ブロック人権
10月				人権研修
11月	元気調査	元気調査	元気調査	いじめ防止対策委員会
12月	個人懇談 （保護者との情報共有）	個人懇談 （保護者との情報共有）	個人懇談 （保護者との情報共有）	
1月				学校教育診断実施
2月	元気調査	元気調査	元気調査	人権研修
3月				いじめ防止対策委員会

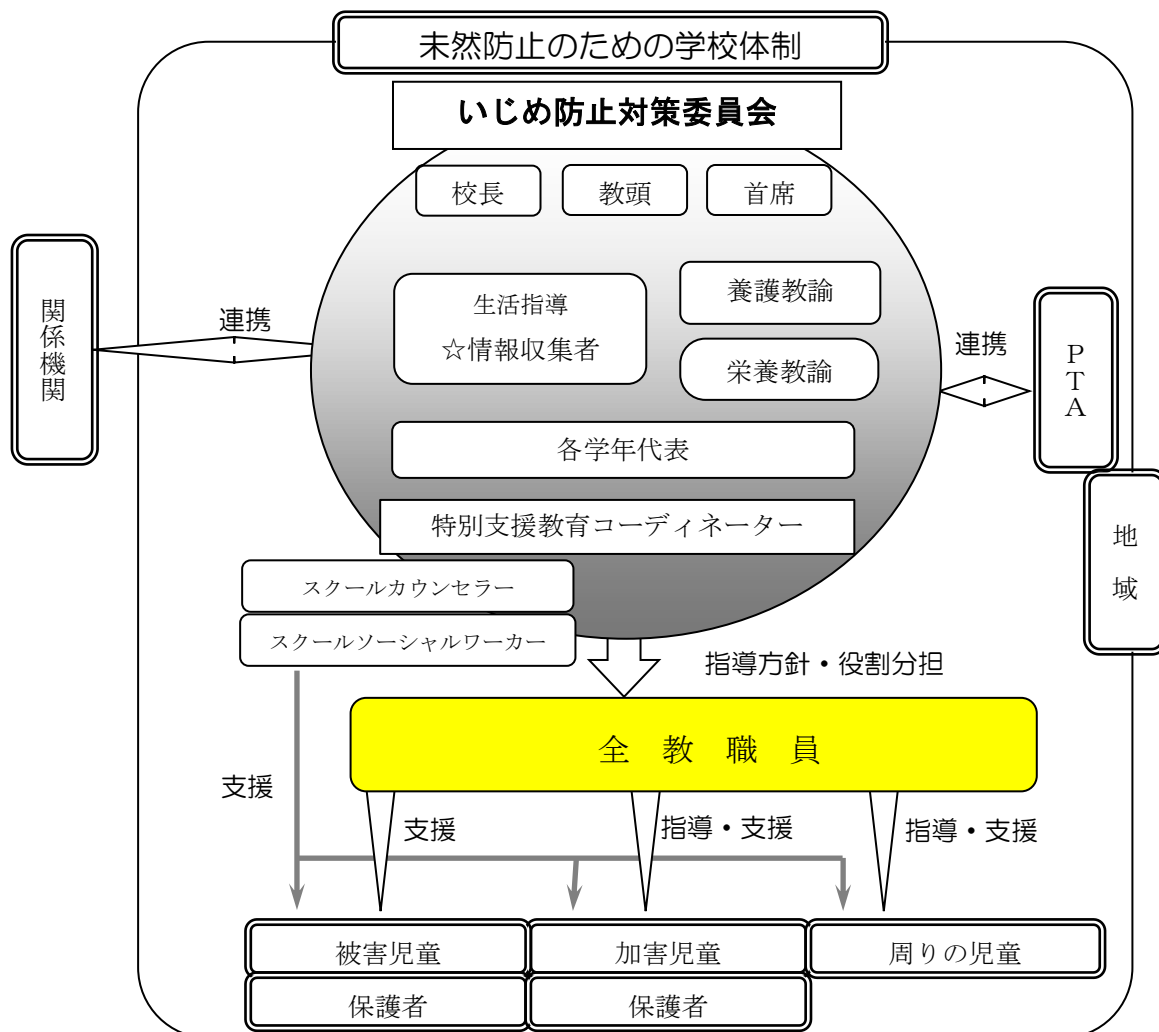
4 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを十分認識するとともに、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識を一人一人の児童生徒に理解させなければならないこと。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは当然の行為であるという認識を、児童生徒に持たせること。

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



(2) いじめの防止・早期発見

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをすすめていくことが、未然防止の基本である。居場所づくりや絆づくりをキーワードに、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自ら作りだしていけるよう、集団の一員としての自覚や自信をはぐくんでいく。そして自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをめざす。

- ・すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場を設定していく。
- ・教職員で児童の変化や活躍を共有する。
- ・定期的なアンケート、日常の観察等により、実態把握を行う。
- ・保護者と連携して、児童を見守る。
- ・地域と連携して、児童を見守る。
- ・相談体制を広く周知する。

5 いじめに対する考え方

(1) 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がみられる。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「問題行動のレベルに応じた対応」を参考にして、外部機関とも連携する。

(2) いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保できるよう配慮する。

児童が帰宅した後等にいじめ事案が発覚した際には、被害児童やその保護者に対し、聞き取り調査の事項、対象や方法を伝える。

② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生活指導担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめに関するアンケートは複数の教員（専門家を含めることが望ましい）で確認した上で、いじめ防止対策委員会において情報を集約した後に全教職員で共有する。

③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

④ 被害・加害の保護者への結果報告については、被害児童やその保護者の意向を尊重した上で、家庭訪問等により直接会うなど、より丁寧に行う。

⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（3）いじめられた児童又はその保護者への支援

① いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力も得て対応を行う。

（4）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

② 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

②いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

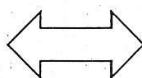
(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

学校以外のいじめ相談窓口

教育相談

市教育センター
06-6997-0703

連携



- ・守口市子育て世代包括支援センター「あえる」
06-6995-7833
- ・守口市市民保健センター 06-6992-2217
- ・大阪府中央子ども家庭センター 072-828-0161
- ・大阪府教育委員会「すこやか教育相談」
(子)06-6607-7361 (保護者)06-6607-7362
(教職員)06-6607-7363
- ・すこやか教育相談24 0120-0-78310
- ・子ども家庭相談室(子) 0120-928-704
- ・子ども家庭相談室(保護者) 06-4394-8754

■相談窓口

- ・いじめホットライン(子ども) 06-6992-0177
- ・電話教育相談(保護者) 06-6992-6346
- ・メール教育相談(子ども・保護者)【24時間送信可】
【メールアドレス:soudan@moriguchi-osk.ed.jp】
- ・LINE教育相談(子ども)【24時間送信可】
【アカウント名:守口市LINE教育相談・ID@kef2467j】

■時間

平日9時～17時30分【土日祝、年末年始は除く】

問題行動のレベルに応じた対応

※問題行動の例を基に、教育的見地から、どのレベルとして指導するのが適切かを判断します。

(□いじめ、◇その他問題行動)

問題行動の [レベルⅠ] → 担任・学年教員が、注意・指導を行います。

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等) ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等

※指導後も改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行う。

問題行動の [レベルⅡ] → 管理職・生活健康指導部が、保護者を交えて指導・改善を行います。

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害 ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害・被害児童生徒の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する。

※指導後も改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行う。

問題行動の [レベルⅢ] → 学校が、関係機関と連携して校内での指導を行います。

□暴言・誹謗中傷行為 (人権を侵害するような書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの) □暴力 (殴る・蹴る等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの) ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇バイクの無免許運転等

※指導後も改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行う。

問題行動の [レベルⅣ] → 教育委員会が、関係機関と連携して校外での指導を行います。

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為 (金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※指導後も改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

問題行動の [レベルⅤ] → 学校・教育委員会から警察・福祉機関等へ、対応の主体が移ります。

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 (態様・被害の程度・背景事情を考慮する) ◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等